

# 兵庫県公報

平成28年5月31日 火曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（規則第34号）

建築基準法の一部改正により、特定行政庁に対して、その劣化の状況に関して定期の報告（以下「定期報告」という。）を行うべき建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）について、安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして建築基準法施行令で定める建築物等が追加されるとともに、不特定多数の者が利用する一定の建築物に設置される防火設備についても当該建築物に係る定期報告とは別個に定期報告を行うべきものとされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

### 兵庫県規則第34号

#### 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「法第12条第3項の規定により知事が指定した」を「政令第146条第1項第2号に掲げる」に改め、同項第6号中「様式第5号の2」を「様式第6号」に改める。

第7条第1項中「該当するもの」の右に「(以下この項及び次条第1項第2号において「対象建築物」という。)のうち政令第16条第1項の建築物以外のもの」を加え、「当該建築物」を「対象建築物」に改め、同項の表病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等の項用途の欄中「児童福祉施設等」の右に「(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(政令第16条第1項の規定による国土交通大臣の定めにおいて規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供するものをいう。以下この表において同じ。)に限る。)」を加え、同項規模等の欄中「又は地階」を「地階」に改め、「100平方メートルを超えるもの」の右に「又は2階部分(当該部分が避難階である場合を除き、病院又は診療所にあつては、当該部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの」を加え、同表ホテル又は旅館の項規模等の欄中「又は地階」を「地階」に改め、「100平方メートルを超えるもの」の右に「又は2階部分(当該部分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの」を加え、同表下宿、共同住宅又は寄宿舎の項用途の欄中「共同住宅又は」を「又は共同住宅若しくは」に改め、「寄宿舎」の右に「(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

共同住宅又は寄宿舎(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。)

地階若しくは3階以上(その用途に避難階以外の階を供しないものにあつては、6階以上)の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は2階部分(当該部

平成3年から起算して3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで

	分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	
児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	平成2年から起算して3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで

第7条第1項の表学校又は体育館の項用途の欄中「又は体育館」を削り、同表博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の項用途の欄中「博物館」を「体育館、博物館」に改め、同項規模等の欄中「2,000平方メートルを超えるもの」の右に「(学校に附属するもの以外のもの(そのものの用途に避難階以外の階を供しないものを除く。))にあつては、2,000平方メートル以上のもの)」を加え、同表展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の項用途の欄中「展示場」を「百貨店、マーケット、展示場」に改め、「公衆浴場」の右に「、待合」を加え、同項規模等の欄中「又は地階」を「、地階」に改め、「100平方メートルを超えるもの」の右に「又は2階部分(当該部分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が500平方メートル以上のもの」を加える。

第8条第1項「建築設備」を「建築設備等」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「排煙設備(法第35条)の右に「又は政令第129条の13の3第13項」を加え、同号の表展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の項用途の欄中「展示場」を「百貨店、マーケット、展示場」に改め、「公衆浴場」の右に「、待合」を加え、同号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

(2) 対象建築物に設ける防火設備(政令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。)

第8条第2項を削り、同条第3項中「第6条第1項」の右に「又は第6条の2の2第1項」を加え、「前2項に規定する建築設備又は工作物について」を削り、「毎年」の右に「(省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、3年以内ごと)」を加え、同項第1号中「第1項第1号」を「政令第16条第3項第1号」に改め、「第7条の2第5項」の右に「(これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。)」を加え、同項第2号中「第1項第2号」を「政令第16条第3項第2号及び前項各号」に改め、同項第3号中「前項」を「政令第138条第2項各号」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条の2中「前条第1項又は第2項の規定による」を「前条第2項各号に掲げる」に改め、「建築設備」の右に「、防火設備」を加え、「様式第8号の3の」を「その旨を記載した」に改める。

第22条第1号中「かご」を「籠」に、「1.1平方メートル」を「1.3平方メートル」に改める。

様式第6号を削る。

様式第5号の2中「法定建ぺい率」を「法定建蔽率」に、「9 建築設備」を「9 建築設備等」に、「

昇降機等	有 無	エレベーター	エスカレーター	小荷物専用昇降機
------	-----	--------	---------	----------

を  
「

昇降機等	有 無	エレベーター	エスカレーター	小荷物専用昇降機
防火設備	有 無	常時閉鎖式防火設備	随時閉鎖式防火設備	

に、「すべて」を「全て」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第8号の3を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号。以下「改正省令」という。）附則第2条第4項の規定により読み替えて適用する改正省令第1条の規定による改正後の建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「改正後の省令」という。）第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 改正省令附則第2条第4項の小荷物専用昇降機 毎年の建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項（これらの規定を同法第87条の2において準用する場合を含む。）の検査済証の交付を受けた日に応ずる日の属する月の2箇月前の月から当該応ずる日の属する月まで（改正後の省令第6条第1項各号に掲げる場合に該当するときにおいては、その直後の時期を除く。）
- (2) 改正省令附則第2条第4項の防火設備 平成30年7月から同年10月まで